

一般社団法人 木材表示推進協議会について (事業と役割など)



令和8年2月26日(木)

一般社団法人 木材表示推進協議会事務局
米田雅人

お話しする内容

- 1 (一社) 木材表示推進協議会の概要
- 2 (一社) 木材表示推進協議会が行う事業
- 3 (一社) 木材表示推進協議会の合法木材証明
～ クリーンウッド法等との関係 ～
- 4 (一社) 木材表示推進協議会の役割・意義と取組
- 5 会員のメリットは？

1 協議会の概要 (1) 全般事項

1 設立

「一般社団法人木材表示推進協議会」（以下「協議会」）は、木材製品に樹種、原産地、加工種等を利用者に分かりやすく表示し、情報公開を推進することを目的に、**平成26年（2014年）4月10日に設立**。

協議会事務局は、一般社団法人全国木材組合連合会（以下「全木連」）におかれている。（東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館6階）

元々は「木材表示推進協議会」として平成17年4月1日から活動を開始し、平成26年4月10日に一般社団法人の設立登記を行っている。

2 業務

①**ロゴマーク、表示の様式・項目等の制定及び指導**、②**会員登録資格の審査・登録、登録台帳の管理・公開**、③**HPの開設・管理、情報公開**、④**需要者、消費者等への広報活動、調査・苦情処理活動等**を行っている。

3 会員

令和7年3月31日現在の会員登録状況は、**団体会員2団体、企業会員61社（86事業所）、賛助会員2団体**で、合法性証明の表示が可能な事業体数は1団体86事業所となっている。

1 協議会の概要 (1) 全般事項

4 会費等

①**入会金**：1口2万円（事業者1口以上、団体会員5口以上）、②**年会費**：事業者1.2万円、団体会員6万円、③**分担金**：ロゴマーク使用500m³までは100円/m³などとなっている。

（一社）木材表示推進協議会には、役員として理事（10名以上13名以内）、監事（2名）をおき、理事のうち1名を代表理事（会長）としている。また、委員会として「審査委員会」、「表示委員会」が設置されている。

5 関係規程

協議会の目的、事業、会員・会費、総会、役員、理事会など、協議会の活動の基本的事項を定めている「**協議会定款**」のほか、「**業務方法書**」、「**自主表示細則**」、「**自主行動規範**」、「**会員資格審査基準**」、「**会費等納入規則**」等が定められている。

6 ロゴマーク、FIPC

- ・ 右のロゴマークを商標登録。
- ・ 協議会の英語名は、**FIPC**

(Forest-products Identification Promotion Conference)



1 協議会の概要 (2) 協議会の目的 (定款第3条)

木材製品の樹種、原産地、加工の種類、その他当該木材製品に関する情報を自主的に表示することによって、消費者及び需要者に対する製造業者の説明責任を果たすとともに、企業の社会的責任を全うすることに資することを目的とする。

併せて、環境負荷の低減に資する木材利用の拡大に貢献することを通じ、森林の循環利用、健全な森林の整備、地球温暖化対策に寄与することを目的とする。

1 協議会の概要 (3) 協議会の事業 (定款第4条)

- 1 会員が行う自主表示のモデルとなる表示項目、様式等の策定
 - ・ 統一ロゴマークの制定、管理
- 2 会員が行う自主表示の普及宣伝事業
 - ・ インターネットでの情報公開
 - ・ 最終需要者、消費者等への広報活動
- 3 会員が行う自主表示に関し、表示内容の信頼性を確保するために必要な事業及び会員に対する指導・助言
 - ・ 会員入会資格の審査、登録
 - ・ 会員台帳の整備及び公開
 - ・ 調査、苦情処理に関すること

1 協議会の概要 (3) 協議会の事業 (定款第4条) つづき

(つづき)

4 林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく当法人会員を合法木材の取扱事業体として認定

- ・当該事業にかかる事業体の認定

5 林野庁の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく当法人会員を合法木材の取扱事業体として認定

- ・当該事業にかかる事業体の認定

2 (一社) 木材表示推進協議会が行う事業

2 協議会が行う事業 (1) 樹種名等の表示 (業務方法書第14条)

<表示>

- 1 表示は、**下記様式1の基本デザインを尊重し**、これを大幅に変更することなく会員各自がそれぞれ必要な情報を加えて会員ごとの証票原型を作成するものとする。
- 2 証票の寸法は、対象木材の形状によって各自の証票原型の相似形で寸法を変更して作成することができる。
- 3 証票の態様は、ラベル、スタンプ、ステッカー、シール、印字等とする。
- 4 **会員は各自作成した証票原型及び様態について、事前に本会に届け出なければならぬ**。証票の原型を変更しようとするときも同様とする。
- 5 **団体会員が、団体自身の証票と共に本会の証票を添付しようとするときは、下記様式2の略章を利用**することができる。

様式1 基本デザイン	様式2 略章
<p data-bbox="167 1043 389 1105">ムク材</p>  <p data-bbox="136 1268 412 1319">No.00002</p> <p data-bbox="437 1053 830 1148">樹種：スギ（人工林） 原産地：国産（埼玉西川）</p> <p data-bbox="437 1225 830 1305">(一社)木材表示推進協議会 cl</p>	<p data-bbox="1466 991 1748 1025">□□□県産材協議会</p>  <p data-bbox="1529 1233 1674 1268">No.00002</p> <p data-bbox="1417 1282 1790 1319">(一社)木材表示推進協議会</p>

2 協議会が行う事業 (1) 樹種名等の表示 (業務方法書第15条の2)

<表示する項目>

1 樹種名

○ 樹種名の表示は原則カタカナ

(例) アカマツ、スギ、ヒノキ、マツ、カエデ、ケヤキ、ベイマツ 等

○ 樹種名に作業種名等を付記できる

(例) 天然林、人工林、間伐 等

2 加工種

丸太、製材、集成材 等 (製材にあっては「ムク材」と表示)

(例) ムク材、集成材、合板 等

3 原産地

原材料である木材が伐採された場所。

国産材にあっては「日本」とする。原産地の都道府県名、地域名、その他一般によく知られた呼称がある場合はそれらを付記することができる。

外国産材にあっては当該木材が伐採された国の国名。州名、地域名等を付記することができる。

(例) 国産 (静岡天竜)、カナダ (ブリティッシュ・コロンビア) 等

2 協議会が行う事業 (1) 樹種名等の表示 (業務方法書 第15条の2) つづき

<表示する項目> (つづき)

4 会員番号 (必須)

会員番号は必ず表示。

併せて会社名等を表示することができる。

5 協議会の名称

(一社) 木材表示推進協議会の名称を表示。

団体会員の場合は当該団体名を併記することができる。

2 協議会が行う事業 (2) 合法性等の証明とその表示 (業務方法書 第15条の3)

林野庁作成「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」、「間伐材チップの確認のためのガイドライン」、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」によりそれぞれ証明された木材製品に、その旨を表示する方法は、**下記様式のマークを自主表示マークの右下に付することとする**。なお、書類による証明が求められたときは別途証明書を発行することができる。

※ **合法性証明ロゴマークは、単独で使用することはできない。**

様式 合法性証明等ロゴマーク

合法性証明



間伐材証明



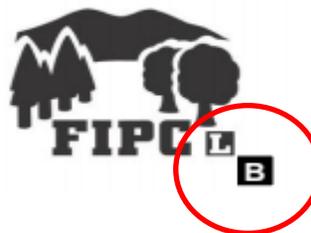
間伐材等由来の木質バイオマス



一般材木質バイオマス



参考 使用例



2 協議会が行う事業 (3) 表示の添付箇所、表示証票の保護・管理等 (業務方法書第17条、18条、19条)

表示の添付箇所

証票を添付する箇所は、**原則として各本、各枚とするが**、これによりがたい場合は、**梱包又はロットごと一括して表示**することができる。

表示証票の保護・管理

各自の表示証票は、**厳重に管理し**、他人に使用させたり、他の目的に流用してはならない。

表示証票の廃止

会員が、本会を退会し、又は除名等の理由により本会の自主表示制度に基づく表示を行わなくなった時は速やかに届け出てある当該会員の証票の原型を廃止するとともに、直ちにその旨をHP上に公表することとする。

実績簿の整理

会員は、出荷した木材製品に表示証票を使用したときは、その都度表示の形態、木材製品名、出荷数量、出荷先、日付を帳簿に記載し、求めに応じて提示できるよう整備しておかなければならない。

3 (一社) 木材表示推進協議会の合法木材証明 ～ クリーンウッド法等との関係 ～

3 協議会の合法木材証明 (1) グリーン購入法について

1 グリーン購入法について

【法律の制定】

平成12年（2000年）5月に循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が制定。

同法は、国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的。

【ガイドラインの制定】

グリーン購入法を受けて、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品を国及び独立行政法人等による調達の対象として推進を図る中で、平成18年（2006年）2月、林野庁において、木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を取りまとめた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を策定。

3 協議会の合法木材証明 (2) グリーン購入法における証明

(2) グリーン購入法における証明

1. 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法

① 森林認証とCoC認証を活用した方法

森林認証(FSC、PEFC、SGEC等)を取得した森林から生産された木材・木材製品が、それ以外の木材と混じらないよう、CoC認証制度により、適切に分別管理されていることを評価・認証(認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明)

② 業界団体による自主的行動規範に基づく事業者認定による方法

関係団体は、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規範を作成。団体の認定事業者が直近の納入先の関係事業者に対して、その納入する木材・木材製品が合法性、持続可能性を証明されたものであり、分別管理されていることの証明書を交付。生産・加工・流通の各段階で証明書の交付を繰り返して行い、証明の連鎖を形成することにより証明。

FIPC会員が該当

③ 個別企業による自主的な証明方法

規模の大きな企業等が独自の取組によって森林の伐採段階から納入段階に至るまでの流通経路等を把握した上で証明。

3 協議会の合法木材証明 (2) グリーン購入法における証明

参考1

森林認証及びCoC認証を活用した証明方法のイメージ図

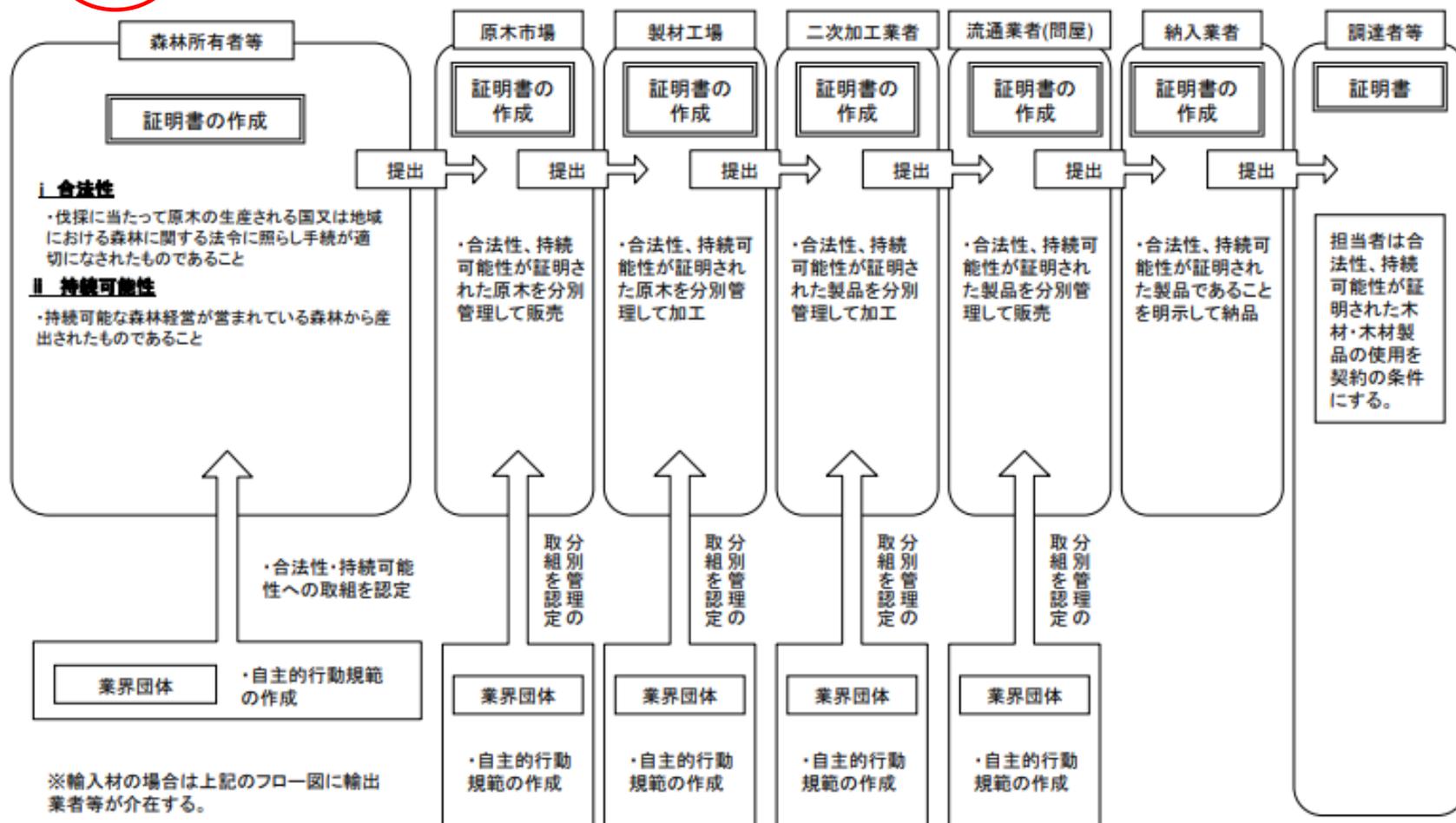


3 協議会の合法木材証明 (2) グリーン購入法における証明

参考2

関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法のイメージ図

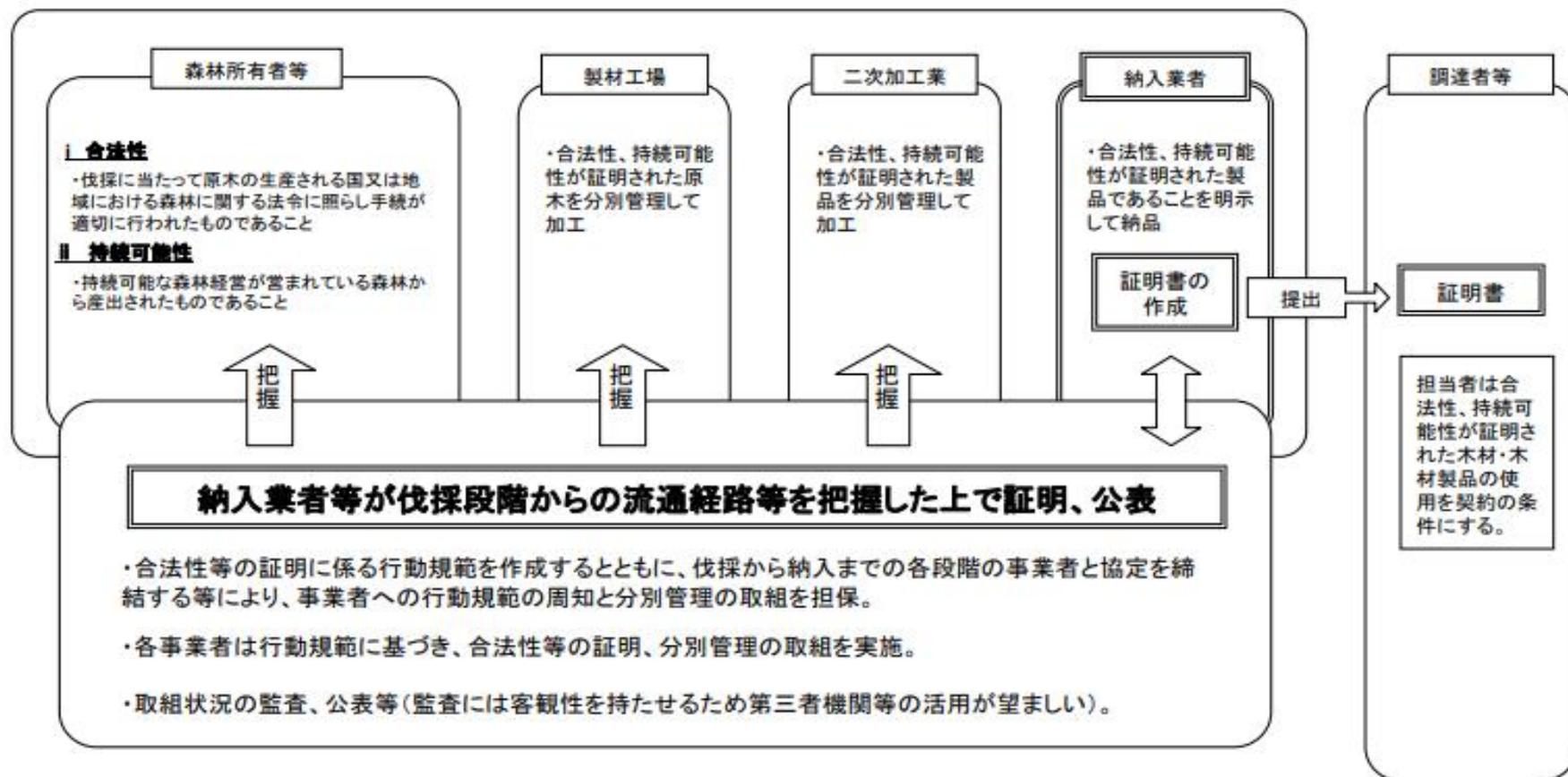
FIPC会員が該当



3 協議会の合法木材証明 (2) グリーン購入法における証明

参考3 個別企業等の独自の取組による証明方法のイメージ図

(個別企業等の独自の取組については多様なものが想定され、本イメージ図はその一例)



※輸入材の場合は上記のフロー図に輸出業者等が介在する。

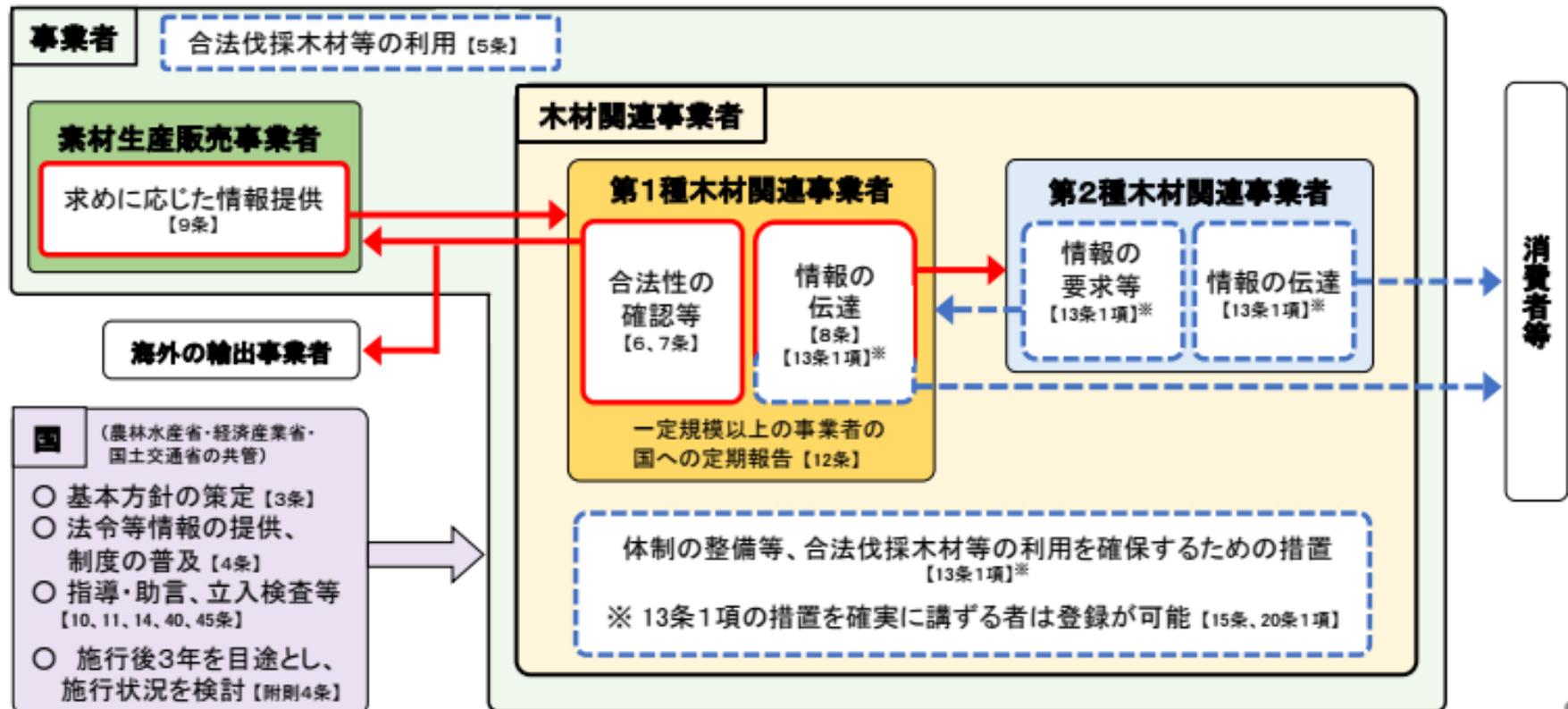
3 協議会の合法木材証明 (3) 改正クリーンウッド法との関係

改正クリーンウッド法の概要

令和7年
4月1日 施行

- (1) **事業者**は、木材等を利用するに当たって、**合法伐採木材等を利用する努力義務**
- (2) **木材関連事業者**は、**合法伐採木材等の利用を確保するための措置**を行う**努力義務**
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**確実に講ずる者**は、登録実施機関による**登録を受けることが可能**
- (4) **第1種(川上・水際)木材関連事業者**は、**合法性の確認等**を行う**義務**
- (5) **素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供する義務**

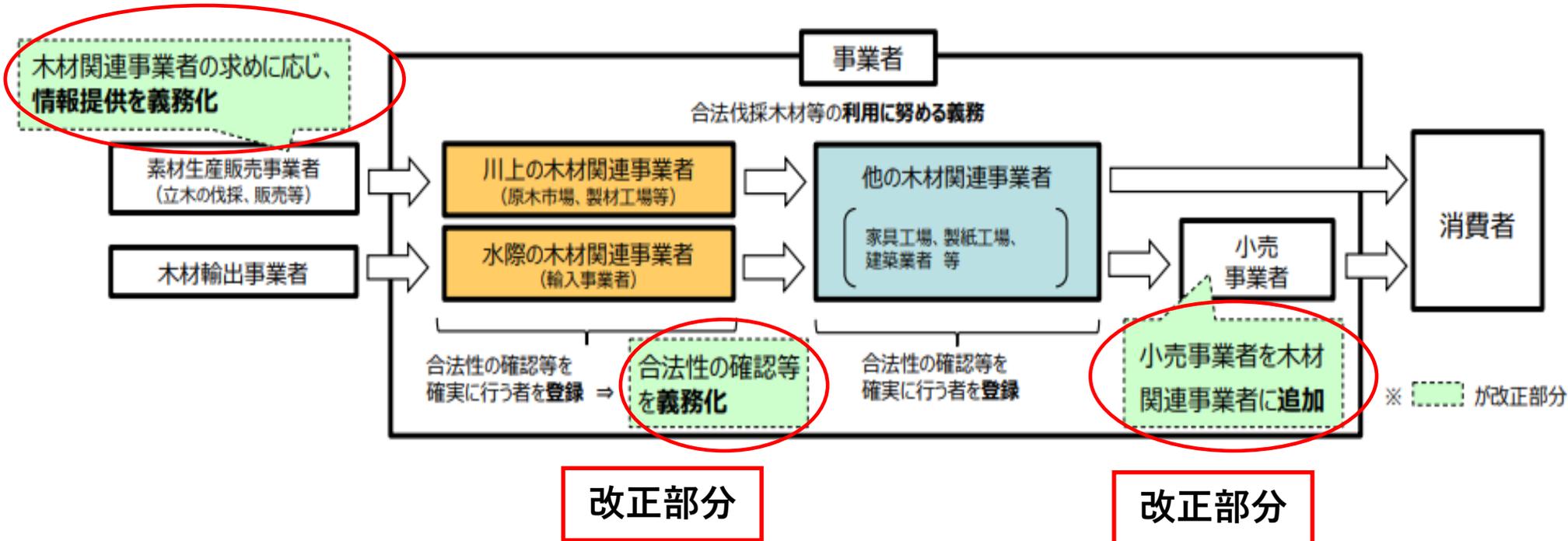
□→ : 義務 □→ : 努力義務



3 協議会の合法木材証明 (3) 改正クリーンウッド法との関係

改正 クリーンウッド法による流れ (令和7年4月施行)

改正部分



3 協議会の合法木材証明 (3) 改正クリーンウッド法との関係

改正クリーンウッド法の施行に伴う主務大臣告示による指定 1

クリーンウッド法では、事業者が合法性確認を行うにあたり、「**木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン**」における、**業界団体の認定を受けて事業者が行う証明方法に基づく証明書が活用**できるとされている。

改正クリーンウッド法が令和7年4月1日に施行されることを踏まえ、改正法における合法性の確認に活用できる証明書に係る団体について、主務大臣が告示で指定することになり、**令和6年12月27日付けで公布された告示に一般社団法人木材表示推進協議会が掲載**された。

3 協議会の合法木材証明 (3) 改正クリーンウッド法との関係

改正クリーンウッド法の施行に伴う主務大臣告示による指定 2

クリーンウッド法原材料情報告示（未施行、令和7年4月1日施行）

令和6年農林水産省・経済産業省告示第3号

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令の規定に基づき主務大臣が指定する者を定める件

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令（令和五年政令第三百四十二号）第一条第十二号の規定により、同号の主務大臣が指定する者の指定をしたので、次のとおり告示する。

- 一 一般社団法人全国LVL協会
- 二 一般社団法人全国木材市売買方組合連盟
- 三 一般社団法人全国木材組合連合会
- 四 一般社団法人全国木造住宅機械プレカット協会
- 五 一般社団法人全日本木材市場連盟
- 六 一般社団法人日本オフィス家具協会
- 七 一般社団法人日本家具産業振興会
- 八 一般社団法人日本家具保証協会
- 九 一般社団法人日本特殊加工化粧板協議会
- 十 一般社団法人日本林業経営者協会
- 十一 一般社団法人緑の循環認証会議（SGEC）
- 十二 一般社団法人木材表示推進協議会
- 十三 印刷工業会
- 十四 全国国有林造林生産業連絡協議会
- 十五 全国森林組合連合会

<以下略>

3 協議会の合法木材証明 (3) 改正クリーンウッド法との関係

改正クリーンウッド法の施行に伴う主務大臣告示による指定3

○「主務大臣が指定する者」の要件（「主務大臣が指定する者」の指定は告示で行う）

●その認証が伐採造林届出書等の公的書類と同水準の正確性を持つこと。



林野庁GLにおいては、適切な①自主的行動規範、②事業者認定実施要領に基づき、各認定団体における認定事業者の認定が行われていることを林野庁が確認。

※令和6年9月に「一般社団法人木材表示推進協議会の違法伐採対策に関する自主的行動規範」を改訂するとともに、「合法性等の証明に係る事業者認定実施要領」を新たに策定。

○上記要件を満たす認定団体が「主務大臣が指定する者」として告示に掲載

【告示の一例：主務大臣の指定する農業協同組合連合会に係る告示】

名	住所
北海道信用農業協同組合連合会	北海道札幌市中央区北四条西一丁目一番地
青森県信用農業協同組合連合会	青森県青森市東大野二丁目一番十五号
岩手県信用農業協同組合連合会	岩手県盛岡市大通二丁目二番一十号
宮城県信用農業協同組合連合会	宮城県仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号
秋田県信用農業協同組合連合会	秋田県秋田市八橋南二丁目十番十六号
山形県信用農業協同組合連合会	山形県山形市七日町三丁目一番十八号
福島県信用農業協同組合連合会	福島県福島市飯坂町平野字三枚長一番地一
茨城県信用農業協同組合連合会	茨城県水戸市梅香一丁目一番四号
栃木県信用農業協同組合連合会	栃木県宇都宮市本町十二番一十号
群馬県信用農業協同組合連合会	群馬県前橋市亀里町千三百十番地
埼玉県信用農業協同組合連合会	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番九号
千葉県信用農業協同組合連合会	千葉県千葉市中央区新千葉三丁目二番六号
東京都信用農業協同組合連合会	東京都立川市栄崎町三丁目五番二十五号

告示

○金融庁告示第一号
 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第二十七項の規定に基づき、主務大臣の指定する農業協同組合連合会を次のように定め、平成十七年四月一日から施行する。なお、昭和五十七年十一月八日農林水産省告示第一号（農業協同組合法第十条第二十四項の規定に基づき、主務大臣の指定する農業協同組合連合会を定める件）は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。
 平成十七年三月二十九日
 金融庁長官 五味 廣文
 農林水産大臣 鳥村 宣博

3 協議会の合法木材証明 (3) 改正クリーンウッド法との関係

林野庁GLの認定団体が告示に記載されることの意義

● 林野庁GLの業界団体認定方式

認定団体
(県木連等)

認定事業者



合法性証明書を譲渡し先の
認定事業者 (製材工場等) に提供

● クリーンウッド法 (CW法)

素材生産
販売事業者

求めに応じた
情報提供



原材料情報の提供

- ① 樹種
- ② 伐採地域
- ③ 証明書

第1種事業者

- ・合法性確認
- ・記録保存等
- ・情報伝達

○ 認定団体が告示に記載

傘下の認定事業者
(素材生産販売事業者)



CW法に基づく原材料情報は、
林野庁GLの合法性証明書で
OK

✕ 告示に記載されない

傘下の認定事業者
(素材生産販売事業者)



林野庁GLとCW法
それぞれについて、
情報 (証明書) の提供が必要

参考：林野庁GLの合法性証明書による原材料情報の提供例

3 協議会の合法木材証明 (3) 改正クリーンウッド法との関係

参考：林野庁GLの合法性証明書による原材料情報の提供例

納品書

〇〇株式会社
〇〇〇〇部署
代表 林野 太郎 様

発行日：YYYY年MM月DD日
発行者： □□ 林業
所在地： □□県 □□□市□□町 12-34
代表： 山元 花子

本体金額： ¥ 999,999,999
消費税： ¥ 999,999,999
合計金額： ¥ 999,999,999

樹種	森林の所在地	品名	等級	長さ	材種	金額	適用

団体認定番号： □□第〇〇〇号
上記の物件は合法的に伐採された木材であることを証明します。

〇〇マーク等

添付：森林経営計画認定書の写し

業界団体認定方式の証明に必要な事項

- ・ 団体認定番号
- ・ 合法木材であること 等

認定団体が告示に記載されると、傘下の認定事業者（素材生産販売事業者）は、上記合法性証明書によってCW法に基づく原材料情報（証明書）を提供できるようになります

3 協議会の合法木材証明 (3) 改正クリーンウッド法との関係

参考：林野庁GLの合法性証明書による原材料情報の提供例（つづき）

納品書										
〇〇株式会社 〇〇〇〇 部署 代表 林野 太郎 様				発行日：YYYY年MM月DD日 発行者： 〇〇株式会社〇〇〇〇 部署 所在地： 〇〇県 〇〇〇市〇町 12-34 代表： 山元 花子 本体金額：¥999,999,999 消費税：¥999,999,999 合計金額：¥999,999,999						
樹種	品名	等級	長さ	厚	幅	入	単位	材積	金額	適用
CW法に基づく伝達情報 ・登録番号（登録業者の場合） ・合法性確認結果									〇〇〇 - CLW - XXX ◆ 上記の物件は合法性確認木材です。	
他制度に基づく伝達情報 例：林野庁GLの団体認定									〇〇県木連00XX号 ■ 上記の物件は合法的に伐採された木材のみ使用しています。	
ロゴマーク等										

※林野庁ガイドライン（団体認定制度等）を活用してCW法に基づく合法性確認を行った場合も、当該制度に基づく伝達情報とは別に、CW法に基づく合法性確認結果を記載する必要があります

4 (一社) 木材表示推進協議会の役割・意義と取組

4 協議会の役割・意義と取組 (1) 木材表示

1 木材表示

FIPCにおける木材製品の樹種、産地、加工種等の表示は、会員企業が自主的に行う取組である。

これら自主的取組は、消費者及び需要者に対する企業としての説明責任、社会的責任を果たすとともに、持続可能な森林資源の活用、地球温暖化対策への貢献など企業的意識の高さを示すものとして、他の非表示の木材製品と比較して、**商品の差別化・付加価値向上、商品や企業への信頼度の向上、利用の継続や一層の利用促進、企業イメージの向上**など有形無形の恩恵をもたらすものである。

4 協議会の役割・意義と取組 (2) 合法木材

2 合法木材

令和7年4月に改正クリーンウッド法が施行される中で、合法木材・木材製品に係る取組は益々重要となっており、FIPCにおいても企業としての信頼性確保や説明責任、合法木材の使用を条件にした助成事業の申請、一般消費者への情報提供などにおいて、当法人会員を合法木材の取扱事業体として認定する事業は意義あるものである。

特に、FIPCの会員における合法木材取扱事業体は、木材製品に樹種、産地等の表示と併せて合法性証明等ロゴマークを記載することが可能であり、製品ごとに合法性をアピールすることにより、合法木材製品の取組としての意味を有している。

3 他マークとの使用による相乗効果

FIPCにおける表示では、木材製品の樹種、産地、加工種等と併せて合法木材の表示が可能である。

また、FIPCの表示と併せて、**JASマーク**、**県産材認証マーク**等の規格、強度、乾燥処理といった品質・性能を示すマーク、**SGEC**、**FSC**等の持続可能な森林経営による製品であることを示すマークなど、お互いに役割・性格を補完するマークを使用することにより、製品の信頼度、差別化、希少性などを強調し、**製品選択**、**安定利用等への一層の効果**が期待できる。

4 木材表示、合法木材についての普及・啓発

講演会、セミナー、イベントなどの機会を使って木材・木材製品の表示、合法性に係る取組、施策等の事例紹介、情報提供、呼びかけなどを行うことにより、木材関係業界、一般消費者等に表示、合法性の取組の重要性についての認識、自らの消費行動への意識の醸成等をもたらす効果が期待できる。



第16回
新たな木材利用事例発表会
～木材表示と合法木材について～

■日時 令和7年2月19日(水) 13時30分～16時20分
■場所 木材会館7階ホール(東京都江東区新木場)
WEB参加も可能です

国産材の表示と国産材利用、改正クリーンウッド法の施行など、木材の利用推進、信頼性確保に向けた木材表示の取組や合法木材の施策について講演を行います。
事例発表会の終了後、国産材マークの譲渡式を開催します。

主催：一般社団法人全国木材組合連合会、木材利用推進中央協議会、
一般社団法人木材表示推進協議会、
一般社団法人国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会
後援：林野庁、国土交通省、(公財)日本住宅・木材技術センター、
(一財)日本木材総合情報センター

令和7年2月19日開催 「第16回新たな木材利用事例発表会（木材表示と合法木材について）」

5 会員のメリットは？

1 木材表示による木材製品の差別化

木材製品に樹種、原産地、加工種等を表示することにより、無表示の木材製品との差別化を図り、商品としての付加価値の向上に貢献

2 企業イメージ、企業への信頼性の向上

木材製品への表示により、森林資源の循環利用、SDGs、製品の品質確保等に対する企業意識の高さが示され、製品利用者、消費者へのアピールとなる

3 会員を対象としたセミナー開催、情報提供

木材、木材製品の表示、合法性について、会員を対象として、講演会、セミナー等を開催するほか、行政施策・取組・研修会等の情報提供をメール等により行う。

ご清聴ありがとうございました

